

# 法律・行政



## 改正フロン法について

### 「充填の基準」、「管理者の判断の基準」について

平成26年5月15日、産業構造審議会フロン類等WG：中央環境審議会フロン類等対策小委員会第3回合同会議が開催され、その中で改正フロン法の政省令・告示等で制定される充填回収業者が充填する際に遵守しなければならない「充填に関する基準」と管理者（機器の所有者等）が機器を使用する際に遵守しなければならない「管理者の判断の基準」等について、検討が行われました。

その検討結果を受けて、この度意見募集（パブリックコメント）を行いました。（5月30日～6月28日）

その主な内容について、報告します。

#### 1. 充填に関する基準

- ① 漏えい状況の確認
- ② 点検の有無、修理の有無の確認及び報告
- ③ やむを得ない場合※を除き、漏えい防止の措置（修理等）をしないで充填の禁止
- ④ 機器銘板や取説に記載している冷媒以外の冷媒の充填禁止
- ⑤ 漏らさないように充填、過充填の防止
- ⑥ 十分な知見を有する者が充填を行うか立ち会うこと

（冷媒フロン類取扱技術者や、一定の資格又は一定の実務経験等を有し、かつ、第種特定製品の構造等に関する講習を受講した者）

#### 2. 管理者の判断の基準

- ① 機器等の適切な設置、適正な使用環境の維持及び確保
  - ・ 機器等の設置場所の周辺に、機器等の損傷となる振動源が存在しないこと。
  - ・ 点検、修理を適切に行うために必要な空間の確保
  - ・ 排水板、凝縮器、熱交換器の付着物の定期的な清掃
  - ・ 排水の定期的な除去
  - ・ 機器等を破損させないよう当該機器等の上部に他の機器を設置する際、十分留意。性能維持のための必要な措置を講ずる。
- ② 日常的に「簡易点検」を行う。（四半期に1回以上）
  - ・ 点検内容としては、製品からの異音、製品外觀（配管含む）の損傷、腐食、錆び、油にしみ、熱交換器の霜付き等冷媒として充填されているフロン類の漏えいの徴候の有無

- ・ 日常的な「簡易点検」は、管理者自ら実施可能な範囲。
- ③ 一定規模以上の機器については、「定期点検」を行う。
- ④ ③の一定規模以上は

・ エアコン：圧縮機の電動機定格出力7.5kW以上の機器

・ 冷凍冷蔵機器：同右

- ⑤ 定期点検の頻度（④の一定規模以上機器について実施）

・ エアコン：7.5kW以上50kW未満 3年に1回以上  
50kW以上 1年に1回以上

・ 冷凍冷蔵機器：1年に1回以上

- ⑥ 点検実施者（④の一定規模以上の機器について実施）

・ 機器管理に係る資格等を保有する者

（冷媒フロン類取扱技術者や、一定の資格又は一定の実務経験等を有し、かつ、第種特定製品の構造等に関する講習を受講した者）

- ⑦ ②の日常行う「簡易点検」の実施者については、制限はない。

- ⑧ 点検及び整備に関する記録及び保存

・ 機器ごとにログブック（点検記録簿）を作成し、記録を残す。（機器廃棄まで）

- ⑨ やむを得ない場合※を除き、漏えい箇所を特定し修理を行わないままに充填を委託してはいけない。（繰り返し充填の禁止）

- ⑩ 算定漏えい量の報告

・ 年間1,000CO<sub>2</sub>トン以上漏えい（充填）した事業者は、所管大臣に報告義務。

※「やむを得ない場合」とは、①フロン類の漏えい箇所の特定又は修理が困難な場所に漏えいが生じている場合 ②環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理及び事業継続のために修理を行わずに緊急的にフロン類を充填することが、人の生命及び健康への悪影響の防止又は経済的に看過できない損失の防止の観点から不可欠な場合であつて、かつ、フロン類の漏えいを確認した日から60日以内に漏えい箇所の修理を行うことについて、当該第種特定製品の管理者から申し出がある場合。

#### 3. その他

- ① 回収証明書や充填証明書について

① 整備時に「回収」又は「充填」した場合は、充填回収業者は、その都度、管理者（機器所有者等）に対して「回収証明書」又は「充填証明書」を交付することになります。

- ② 国が指定した「情報処理センター」に登録すれば、回収証明書、充填証明書を交付する必要がなくなります。

- ③ 回収証明書と充填証明書の記載項目が示されました。

- ④ 充填回収業者の記録・報告事項

① 今までの回収の記録、都道府県知事への報告に加え、充填した場合の記録及び報告項目について示されました。

#### 4. 今後について

パブリックコメント終了後、それらの意見を踏まえ、夏頃に第4回合同会議を開催し、その後、省令告示等を公布予定